

大好き大竹応援大使登録制度の概要について

1. 目的

大竹市の魅力を発信し、応援する者を「大好き大竹応援大使」として市が登録することにより、大使の活動を通じて効果的に市の魅力を発信し、もって市の認知度及びイメージの向上と地域の活性化を図ることを目的とします。

2. 役割

- ①大使が活動する様々な場面で、市の魅力を積極的に宣伝すること。
 - ②市が実施する各種事業へ可能な範囲で協力すること。
 - ③その他市長が必要と認めること。
- ※大使に活動報告（様式あり）を求める場合があります。

3. 登録要件

市在住者又は市出身者若しくは市に縁（ゆかり）がある者で、市の魅力を積極的に多くの人に宣伝する者としてします。

※多くの人に宣伝できる方として次の基準を設けています。

- SNSのフォロワー又は友達数が1,000人以上（ナノインフルエンサー）
 - ※トップインフルエンサー：100万人以上
 - ミドルインフルエンサー：10万人以上
 - マイクロインフルエンサー：1万人以上
- 定期的にテレビ、ラジオ等に出演等する機会がある。
- 定期的に新聞、雑誌等に寄稿、掲載等する機会がある。

4. 任期

大使の任期は、登録を通知した日からとし、終期は定めません。ただし、大使の要件を満たさなくなったとき、本人からの辞退の申出があったとき、大使として相応しくない行為があったとき、所在が不明となったとき等は、市の判断で登録を抹消することがあります。

5. 報酬・謝礼等

大使に対する報酬等は、原則支給しませんが、イベントの司会など個別の事業において、大使に何らかの業務を要請する場合は、その対価として謝礼等を支払います。

なお、大使の役割を担うために必要な物品等を予算の範囲内で提供します。

6. 問い合わせ先（登録事務について）

大竹市総務部企画財政課 ☎0827-59-2125

MAIL:kikaku@city.otake.hiroshima.jp